

輸入小麦の政府売渡価格について

(価格公表添付資料)

令和4年3月

農林水産省

目次

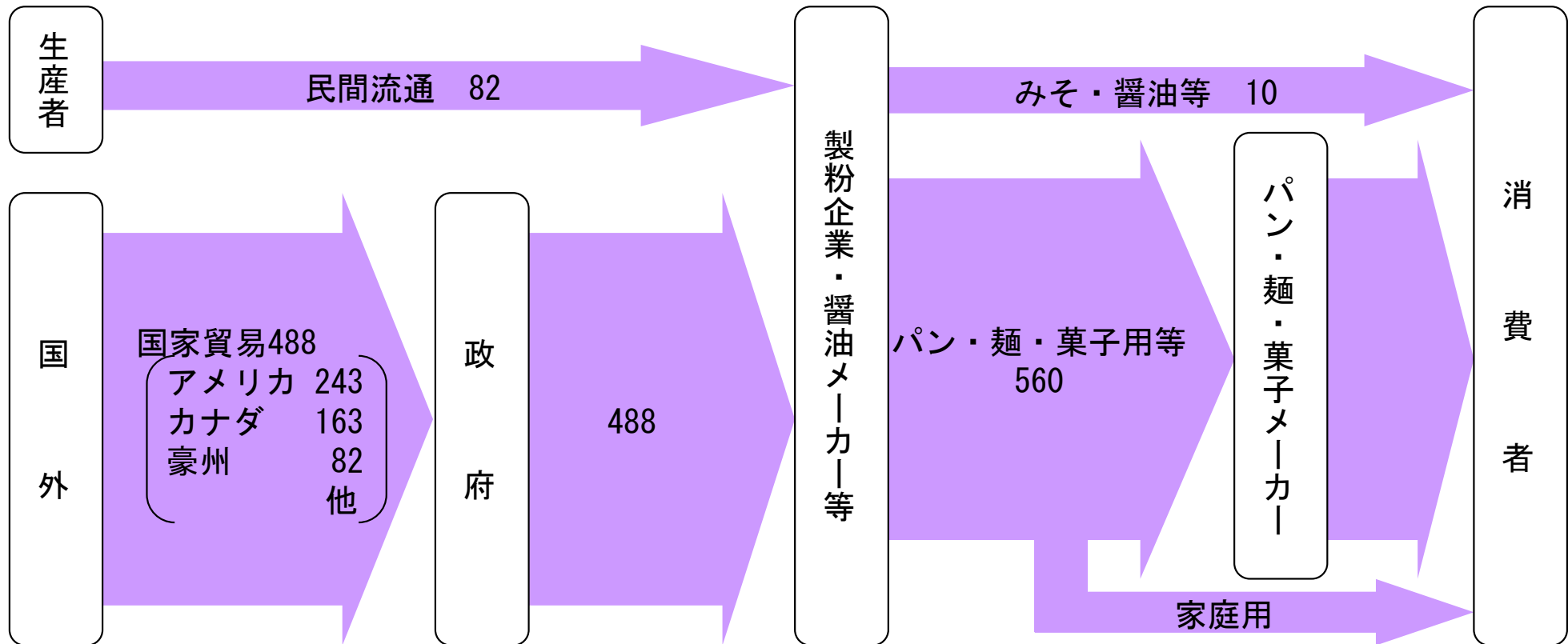
・ 小麦の流通の概要	1
・ 小麦の種類と用途	2
・ 現行の輸入小麦の政府売渡制度	3
・ 輸入小麦の政府売渡価格の推移	4
・ (参考) 物価・家計への影響	5
・ (参考) 輸入小麦及び小麦製品の安定供給確保のための取組	6

小麦の流通の概要

- 小麦は需要量の約9割を外国から輸入。国内産小麦は民間流通により取引されており、国内産小麦では量的又は質的に満たせない需要分について、政府が国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入し、需要者に売り渡しているところ。
- また、米とは異なり、最終的にパンや麺として消費するため、各種の加工工程を経て流通。
- 小麦は、主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造。

小麦の流通の現状（食糧用）

（単位：万トン）







注：流通量は過去5年（H28～R2年度）の平均数量である。

小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なっているところ。
- 小麦粉の種類は、たんぱく質の量によって、強力粉（パン用）、準強力粉（中華麺用）、中力粉（うどん用）、薄力粉（菓子用）に分類。

外国産小麦の銘柄	カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング (1CW)	アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング (DNS)	アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (HRW)	オーストラリア産スタンダード・ホワイト (ASW)	アメリカ産ウェスタン・ホワイト (WW)
輸入数量 488万トン	144万トン	90万トン	85万トン	75万トン	67万トン

小麦粉の種類	強力粉	準強力粉	中力粉	薄力粉
主な用途	食パン 	中華麺 ギョウザの皮 	うどん 	カステラ、ケーキ 和菓子、天ぷら粉 ビスケット 
たんぱく質の含有量	11.5~13.0%	10.5~12.5%	7.5~10.5%	6.5~9.0%

用途	パン用品種	中華麺用品種	日本麺用品種等
国内産小麦流通量 82万トン	12.5万トン(15.2%)	0.9万トン(1.1%)	69.0万トン(83.7%)
(参考) R2年度流通量	北海道産ゆめちから (5.9万トン) 北海道産春よ恋 (3.6万トン)	福岡県産ちくしW2号【ラー麦】 (0.8万トン)	北海道産きたほなみ (44.3万トン) 香川県産さぬきの夢2009 (0.6万トン)

注1：輸入数量及び国内産小麦流通量は、過去5年（H28～R2年度）の平均数量である。

注2：輸入数量は、5銘柄以外の銘柄（デュラム小麦等）28万トンを含む。

注3：国内産小麦流通量は、集荷団体からの聞き取り数量である。

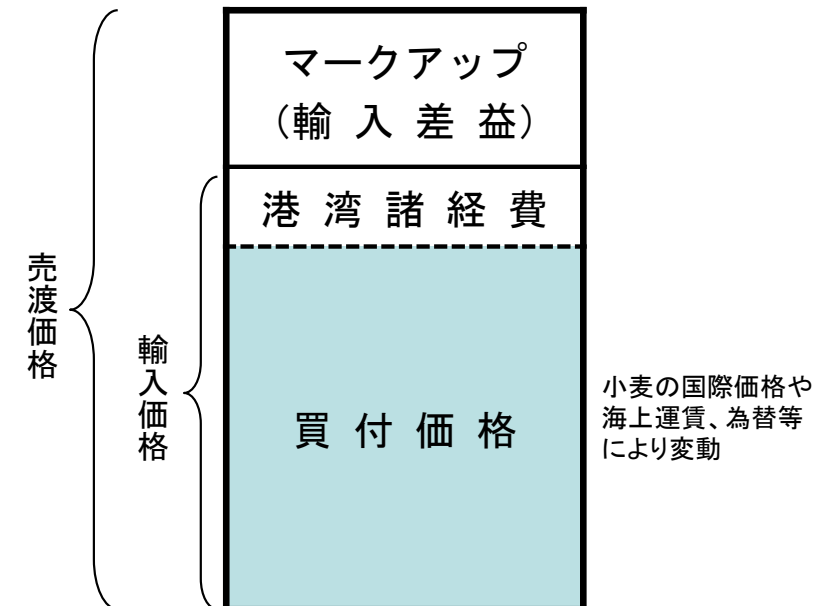
現行の輸入小麦の政府売渡制度

- 輸入小麦の政府売渡価格は、輸入価格（過去の一定期間における輸入価格の平均値）に、マークアップ（政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）を上乗せした価格。
- 国際相場の変動の影響を緩和するため、価格改定は年2回とするとともに、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定。

○ 政府売渡価格改定ルール

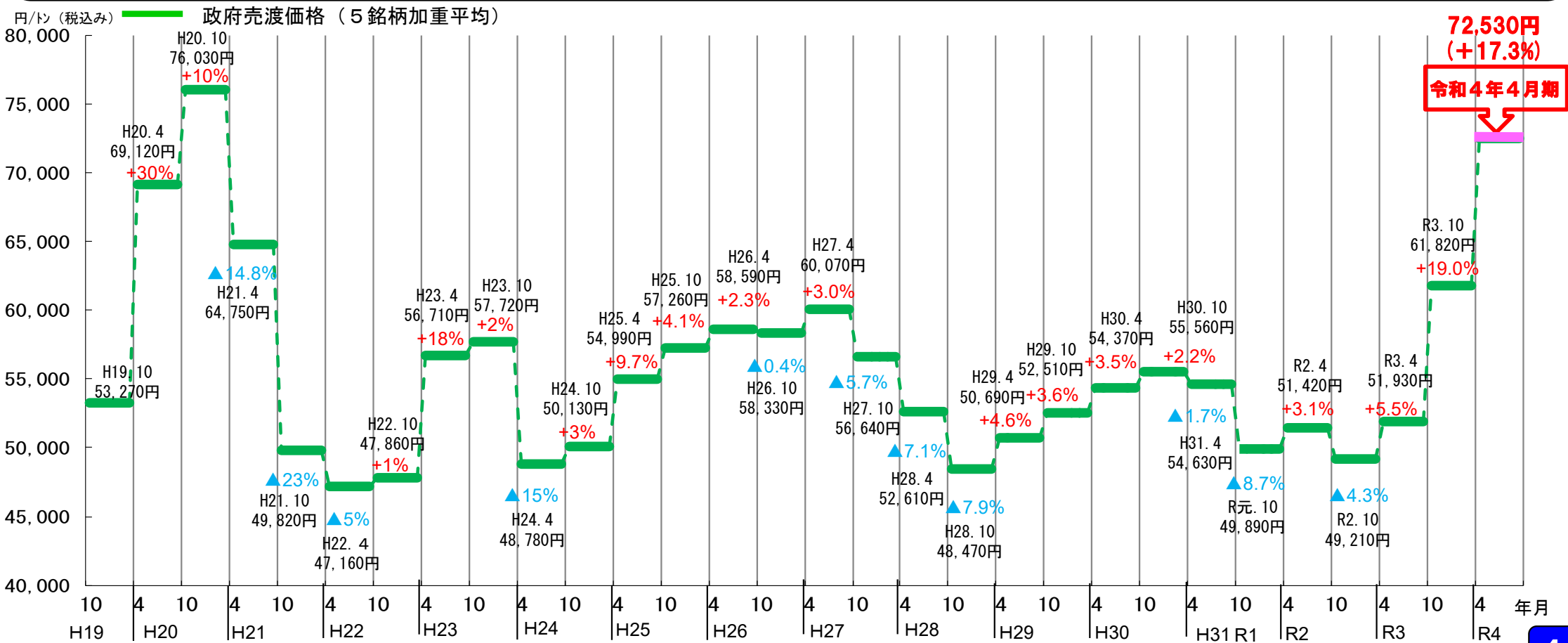
項目	基本的なルール
価格改定	現在年2回（4月期、10月期）
買付価格算定期間	直近6か月間

○ 政府売渡価格の構成



輸入小麦の政府売渡価格の推移

- 輸入小麦の政府売渡価格は、小麦の国際価格、海上運賃、為替等の動向を反映した買付価格により変動。
- 輸入小麦の直近6ヶ月間(令和3年9月第2週～令和4年3月第1週)の平均買付価格は、①昨年夏の高温・乾燥による米国、カナダ産小麦の不作の影響が大きく、9月以降も小麦の国際価格が高水準で推移したこと、②米国、カナダ、豪州の日本向け産地における品質低下等により、日本が求める高品質小麦の調達価格帯が上昇したこと、③ロシアの輸出規制、ウクライナ情勢等の供給懸念も、小麦の国際価格の上昇につながったことから、前期に比べ上昇。
- 日米貿易協定及びTPP11協定に基づき、米国・カナダ・豪州産小麦にマークアップの引下げを適用。
- この結果、令和4年4月期の政府売渡価格は、72,530円/トン、令和3年10月期と比べて17.3%の引上げ。



注:平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

(参考)物価・家計への影響

- パンや麺等の小麦粉関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合は1%から小麦粉でも29%程度。
- 今回の政府売渡価格の改定がこれらの小売価格に与える影響は、食パンは1.5%（1斤当たり3円程度）増、中華そば（外食）は0.2%（1杯当たり1円程度）増、小麦粉は4.4%（1kg当たり12円程度）増程度。

○ 小麦関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合

・ 食パン	8%
・ うどん（外食）	1%
・ 中華そば（外食）	1%
・ ゆでうどん	8%
・ 即席麺（カップ麺）	2%
・ 小麦粉（家庭用薄力粉）	29%

※：上記割合は協力企業からのデータを元に試算したもの

（実際の個々の商品における割合は、製造者や製品の種類、時期等によって異なる。）

○ 小麦粉製品への影響額（試算）

	(※1 小売価格)	(※2 改定による影響額（試算）)
<u>食パン</u>	178円/1斤	→ + 2.6円/1斤 (+1.5%)
<u>うどん（*外食）</u>	695円/1杯	→ + 1.0円/1杯 (+0.1%)
		* 麺のみではなく外食における1杯分の価格
<u>中華そば（*外食）</u>	539円/1杯	→ + 1.0円/1杯 (+0.2%)
		* 麺のみではなく外食における1杯分の価格
<u>小麦粉（家庭用薄力粉）</u>	278円/1kg	→ + 12.1円/1kg (+4.4%)

※1：小売価格は、総務省「小売物価統計調査」（東京都区部、令和4年1月）による。

※2：小麦粉製品ごとの原料小麦代金の割合、原料小麦の価格改定率により試算。

※3：食パン1斤は400gとして試算。

※4：小麦粉製品に占める小麦粉になる前の原料小麦（粒）の価格のみに着目し、当該価格が全て今回の政府売渡価格の改定を反映していることを前提として試算。

○ 今回（令和4年4月期）の小麦の政府売渡価格の改定が消費者物価指数に与える影響

+0.016% 程度

※ 小麦粉製品に占める小麦の価格のみに着目し、当該価格が全て今回の政府売渡価格の改定を反映していることを前提として試算。

○ 製粉企業の小麦粉価格の改定時期

原料小麦の政府売渡価格の改定に伴い、製粉企業が小麦粉価格を改定するのは、各事業者の在庫状況にもよるが、過去の例では約3か月後。

(参考)輸入小麦及び小麦製品の安定供給確保のための取組

- 農林水産省としては、消費者等に対し、輸入小麦の政府売渡価格改定の背景等に関する正確な情報提供に努めるとともに、農林水産省内の専門の相談窓口を活用し、各種相談を受け。
- また、農林水産省が委託する民間調査機関の調査員による調査を実施し、食パンや小麦粉等小麦製品の店頭価格の動向把握に努めているところ。

○ 相談窓口の設置

輸入小麦の安定供給に資するよう、農林水産省内に相談窓口を設置。

<設置場所>

農林水産省 農産局 農産政策部 貿易業務課内

<相談内容>

- ① 国際相場の動向や価格改定理由の説明、関連資料の提供
- ② 小麦関連製品に係る小売価格に関する相談
- ③ 原料小麦の安定供給の確保に関する相談 等

○ 小麦製品の店頭価格把握

農林水産省が委託する民間調査機関の調査員による調査を実施し、小麦製品の店頭価格の動向把握に努める。

<対象店舗>

全国470店舗

<把握内容>

大手メーカーが全国規模で販売展開する銘柄の食パン、即席カップ麺、ゆでうどん及び家庭用小麦粉の店頭価格

相談
窓口

電話:03-6744-1253(直通)

インターネットによるお問合せ:

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisaku_tokatu/boeki/mugi.html